

こども・子育て支援会議 認可外保育施設教育費補助審査部会 運営規程

1 総則

この運営規程は、こども・子育て支援会議条例（以下「条例」という。）及びこども・子育て支援会議運営要綱に基づき、こども・子育て支援会議に設置した認可外保育施設教育費補助審査部会（以下、「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

2 委員構成

- (1) 部会は、委員 5 名で構成する。
- (2) 部会は、条例第 6 条第 2 項の規定にもとづき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- (3) 委員及び専門委員は、条例第 2 条第 2 項に規定する者のうちから市長が委嘱する。

3 部会の開催

- (1) 部会の開催については、条例第 9 条の規定を準用する。
- (2) 開催頻度は事前に設定しない。施設の選定は公募により行うが、公募における審査基準の策定及び改正の必要がある都度、または、公募への申請状況を踏まえ必要となる会議開催回数に応じて、随時開催する。
- (3) 部会において補助対象となる認可外保育施設の選定を行うことから、法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、部会については非公開とする。

4 守秘義務

部会の委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

5 庶務

部会の庶務は、大阪市こども青少年局保育・幼児教育センターが処理する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 24 日から施行する。